## 法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します> 環境関連法規制等の動き 2022 年 12 月(2022.11.22~2022.12.12)

## <u>法令情報</u>

1-1. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

< 経済産業・国土交通省令第3号>(2022.12.7公布、2023.4.1施行他)

-2. 建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針の一部を改正する件

<国土交通省告示第 1253 号> (2022. 12. 7 公布、同日施行)

11月の法令情報2に続き、建築物エネルギー消費性能基準(2024.4.1 施行)等が改正され基準が引き上げられたほか、分譲型規格共同住宅等の住宅トップランナー基準が設定されました。

当該建築物を新築等する事業者等に適用されます。

〈参考〉電子政府 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155220718&Mode=1

2-1. 自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の 提出方法等を定める命令の一部を改正する命令 < 内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・ 厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第1号> (2022.11.28 公布、同日施行) -2. 自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の

提出方法等を定める省令の一部を改正する省令 <国土交通・環境省令第4号>(同上) 事業者に対し、自動車使用管理計画において定期の報告を求める事項のうち、自動車排出窒素酸化物

及び自動車排出粒子状物質の排出量等一部の項目が削除されました。

〈参考〉電子政府 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220030&Mode=1

3-1. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する 特別措置法施行令の一部を改正する政令<政令第 361 号>(2022.11.28 公布、2024.4.1 施行) -2. 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を変更する件

<環境省告示第 90 号>(2022.11.28 公表)

題記法では、自動車の交通が集中している地域を指定し、自動車排ガス対策を推進しています。今般、基本方針が改定時期を迎え改正が行われました。先の審議会において、「基本方針の目標はほぼ達成された一方、一部の測定局では環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルまで至らなかったことから、引き続き現行の施策を継続することが適当である」との答申の結果を踏まえて、削減目標は維持しつつ、目標年度が 2021 年 3 月  $\rightarrow$  2027 年 3 月に変更されました。

《参考》電子政府 <a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220030&Mode=1">https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220030&Mode=1</a> <a href="https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html">https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html</a>

法令検索 https://elaws.e-gov.go.jp/

## 一般情報

- 1. 2022年度 建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果 (2022.12.1環境省) 各都道府県等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署が合同で、
- ●建設リサイクル法●フロン排出抑制法●大気汚染防止法における順守状況の確認を目的とする建設現場パトロールが行われました。パトロールで出された行政指導の件数は、順に37(前年度比+16)/4584・

295(同+153)/3335・1941(同+1346)/5194(※分母は立入件数)と増加しました。主な指導内容は、フロン排出抑制法における、特定解体工事元請業者から発注者への第一種特定製品の設置の有無に関する事前の書面交付・説明義務の不履行に関するもの、大気汚染防止法における、分別解体等実施義務や特定建設資材廃棄物の再資源化等義務の不履行に関するものなどでした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press\_00867.html

## 2. 「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」の動画配信について

<u>(2022. 12. 1 厚労省)</u>

このセミナーは、労働安全衛生法の新たな化学物質規制や化学物質のリスクアセスメント等について 理解を深めることを目的に開催されました。今般、セミナーの無料動画配信が開始され、新たな化学物 質規制の概要、SDS の作成・確認、リスクアセスメントの方法等について解説しています。動画は 2023 年2月末まで視聴できます。新たな化学物質規制等については 22 年 6 月号を参照ください。

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_27800.html

以上